

## 政令第四十三号

### 統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第一欄中「すべて」を「全て」に改め、同項第三欄第三号中「調査すべき事業所として総務省令で定めるものの調査に係るもの」を「配布すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの」に改め、同欄第四号中「前号に規定する調査票」を「調査票（都道府県知事が収集すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）」に改め、同欄第五号中「第三号」を「前号」に、「総務省令」を「総務省令・経済産業省令」に改め、同欄第六号中「第三号」を「第四号」に改め、同欄第八号中「、他の都道府県知事及び」を「及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに」に改め、同欄第十二号及び第十三号中「総務大臣」の下に「及び経済産業大臣」を加え、同項第四欄第六号中「調査すべき事業所として総務省令で定めるものの調査に係るもの」を「配布すべきものとして総務省令で定めるもの」に改め、同欄第七号中「前号に規定する調査票」を「調査票（市町村長が収集すべきものとして総務省令・経済産業省令で

定めるものに限る。）」に改め、同欄第八号中「第六号」を「前号」に改め、同表備考第七号を同表備考第九号とし、同表備考第六号中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同表備考第八号とし、同表備考中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 一の項第一欄に掲げる基幹統計に係る基幹統計調査のうち報告を求める事項を事業所及び企業の名称、所在地、事業の内容、従業者数その他の基本的事項に限定したものを行う場合における同項の規定の適用については、同項中「総務省令・経済産業省令」とあるのは「総務省令」と、同項第三欄第八号中「総務大臣及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに」とあるのは「総務大臣、他の都道府県知事及び」と、同欄第十二号及び第十三号中「総務大臣及び経済産業大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

二 一の項の規定の適用については、前号に規定する場合を除き、市町村長は、同項第四欄第五号及び第六号に掲げる事務は行わないものとする。

## 附 則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

## 理由

全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法を変更することに伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定を改める必要があるからである。